

インターネット上の差別事象への対応策について

平成18年7月

インターネット差別事象対策研究会

目 次

第1	はじめに	
1	本研究会立ち上げの背景等	1
2	経過及び本資料作成の趣旨	1
第2	インターネットの現状と問題点	
1	インターネットのしくみと形態	1
2	インターネットの特色と問題点	3
第3	インターネット上の人権侵害の現状	
1	インターネットを利用した人権侵犯事件件数	4
2	プライバシーの侵害	5
3	様々な差別的表現	5
4	インターネットにおける最近の特徴的な事例	6
5	対策の現状	7
6	現行の対策の限界	9
第4	先進的な取組み事例「インターネット・ステーション」	
1	経過	10
2	概要	11
3	奈良県に関する差別書き込み事象の実態	11
第5	取組みの方向性	
1	実態の把握	11
2	監視及び削除要請、それらのPR	12
3	府民等への啓発、教育	13
4	法規制等に関する国等への要望	13
5	業界団体等への要望	15
6	対応マニュアルの作成	16
第6	おわりに	17

《参考資料》

各講師による講演要旨

反差別ネットワーク人権研究会代表 田畑重志氏	18
インターネットプライバシー研究所代表取締役 高木 寛氏	20
大阪大学大学院高等司法研究科教授 鈴木秀美氏（講義レジュメ）	27

関係法令等

プロバイダ責任制限法	28
インターネット差別事象対策研究会要綱	30
インターネット差別事象対策研究会委員名簿	31
インターネット差別事象対策研究会開催状況	31
「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」（総務省）の 中間取りまとめの概要	33

第1 はじめに

1 本研究会立ち上げの背景等

近年、急速なコンピュータ技術とインターネットに代表されるコンピュータネットワークの発展により、世界中の様々な情報を手軽に入手できるようになり、その利用者はますます増加の一途をたどっています。

総務省が平成18年7月にまとめた情報通信白書によると、平成17年末での日本のインターネット利用人口は約8,529万人に達し、これは総人口の66.8%にあたり、過去最高を更新したことが指摘されています。

さらに、インターネットの普及は、利用者が情報を入手するだけでなく、手軽にインターネット上の電子掲示板に匿名で書き込みを行ったりすることができるなど、個人の自由な情報発信が可能となり、個人の重要な表現手段となっています。

しかし、インターネット上に情報を発信する際に、利用者のモラルの欠如から生じる問題として、インターネット上における人権侵害事象も多発するようになりました。

こうした状況の中で、インターネット上の電子掲示板等における差別事象への効果的対応を研究テーマとして、部落解放同盟大阪府連合会、財団法人大阪府人権協会、社団法人大阪市人権協会、社団法人部落解放・人権研究所、大阪市、大阪府から構成される「インターネット差別事象対策研究会」を平成17年5月に設置し、インターネットにおける差別事象への対策について調査・研究を進めてきました。

2 経過及び本報告書作成の趣旨

本研究会では、平成17年5月31日から平成18年7月24日まで8回にわたって会議を開催して、検討課題を掘り下げ、各界有識者からの意見聴取や先進的な取り組みの調査等を行ってきたところですが、今般、これまでの調査・研究結果をとりまとめることとしました。

第2 インターネットの現状と問題点

1 インターネットのしくみと形態

(1) しくみ

インターネットとは、個々のネットワークが一定の規格に基づいて、くもの巣(Web)状に張り巡らされた、世界規模で構築されているネットワークと言えます。インターネットに接続することにより、さまざまな情報を入手することができるとともに、ネットワーク上の世界中の人たちとコミュニケーションを行うことが可能で

す。

個人がインターネットに接続するためには、パソコン端末等を使用して、電話回線等の通信回線を介し、インターネットサービスプロバイダという接続業者に接続を行うことにより、インターネットに接続することができます。

(2) 形態

①ウェブページ

ウェブページとは、インターネットの最も一般的な使い方で、インターネットで見られる情報画面のことをいいます。この情報画面は、文字と画像を基本とし、音楽や動画等をパソコンに表示して、インターネットに接続できる環境でさえあれば、世界中のどこからでも、情報画面を見ることができます。操作も簡単なことから、インターネット普及の起爆剤となり、インターネットオークションや株の売買等様々な商取引にも利用されています。

②電子掲示板

電子掲示板とは、ネットワークに接続していれば、自由に見たり記入したりできる、コンピュータ・システム上のウェブページをいい、端的には、情報の蓄積・送信を行うコンピュータ（サーバ）上で作動するプログラムです。

ある人が電子掲示板に書き込んだことに対して、他の人が意見を書き込み、また、他の人がそれに対する意見を書き込んだりすることができるため、インターネットを通じて、様々な意見交換を行うことができます。

③電子メール

電子メールとは、コンピュータネットワークを使用して、文字情報やプログラム、データ等を転送する手段です。送られた後に、受け手がネットワークにアクセスすれば、いつでも受け取ることが可能です。ウェブページとともに、インターネット上で最もよく利用されています。相手のメールアドレスがわかりインターネットに接続できる環境さえ整っていれば、世界中のどこへでも瞬時に送付することができます。また、文字情報だけでなく、画像データや音楽データ等も一緒に送付することが可能です。

このように電子メールは便利ですが、反面、誹謗中傷メールが送付されたり、出会い系サイトの宣伝等のダイレクトメール等が送付されてくることもあります。

④ブログ

ブログとは、事件や趣味等について、日記形式で自分の意見等を書き込むことのできるウェブページです。プロバイダ（インターネットへの接続サービスを提供する事業者）が無料で提供しているブログのサイトにアクセスすれば、

コンピュータの知識がなくても電子掲示板や画像を表示するページを作成することができます。

⑤チャット

チャットとは、コンピュータネットワーク上で、複数の人がリアルタイムに文字を使用してコミュニケーションを図ることができるものです。

2 インターネットの特色と問題点

(1) 広域性、即時性、国際性

インターネットの特色として、第一に、広範囲の不特定多数の人々に対して、瞬時に情報を伝達することができるということがあげられます。

これは、インターネットに接続できる環境さえあれば、世界中の情報を誰でも簡単に入手でき、また世界中へ情報を発信することができるということです。この特色は、情報の送り手と受け手が限定されていたこれまでの情報伝達手段と比べて、大きく異なる点です。

しかし、反面、インターネット上で的人権侵害等が発生した場合、救済することは極めて困難となります。また、そもそも国境という概念を越えて情報がやりとりされるため、仮にある国で厳しい規制下に置かれている情報であっても、他の国では規制されていないということがあり、規制されていない国から情報が流通してしまう等の問題も発生しています。

(2) 情報発信の容易性と不十分なチェック機能

特色の第二に考えられるのは、誰もが簡単に自由に情報を発信できるということです。

今までの広報媒体では、多数の人に情報を伝えるためには、出版やテレビ等の広報媒体に対してアプローチすることが必要でした。

しかし、インターネットを使用すると、個人がウェブページを開設したり、電子掲示板等に意見を書き込むことによって、自由に情報を伝達することができます。反面、発信される情報の内容についてチェックを行う者が存在しないため、人権を侵害する情報であっても、インターネットを介して広く情報が伝達されることとなります。

(3) 情報の一元的管理者の不存在

特色として、第三に考えられるのは、インターネットがネットワークのためのネットワークともいわれるように、全体を一元的に管理する者がいないということです。

つまり、インターネットに参加する者は、気持ちがおもむくままにいつでも自由に、かつては存在した物理的・精神的バリアから解放されて情報を発信することができ、その発信された情報が問題となるものであっても、発信の継続を遮断することが極めて困難であり、仮にそのプロバイダによって遮断できたとしても、他のプロバイダ等を使用して問題となる情報を発信し続けることが可能であることを意味します。

(4) 匿名性

インターネット上で情報を発信すると、IPアドレスという住所のようなデータと一緒に発信されますので、このIPアドレスを手がかりに、情報を発信したコンピュータを特定することは、技術的には可能といえます。

しかし、プロバイダ等は、通信の秘密を侵さないという立場にあるため、犯罪捜査などの例外事項でないかぎり、プロバイダの保有する情報を開示しません。そのため、情報を発信したコンピュータを特定することができないため、匿名性が強く保障されるということになります。

憲法に保障される「表現の自由」を実効的に保障するためにはこうした対応も必要ではありますが、匿名性をよいことに、違法行為を行ったり人権を侵害する情報を発信したりする者がいることも事実です。

(5) 複製・再利用の容易性

インターネット上の情報は、他の広報媒体とは異なり、複製し再利用することが容易にできます。そのため、違法な情報等が掲示されている電子掲示板からその情報を削除しても、他の電子掲示板等に簡単に複写することができ、違法な情報を発信し続けることが可能です。

第3 インターネット上の人権侵害の現状

1 インターネットを利用した人権侵犯事件件数

法務省が取りまとめた「平成17年度中の人権侵犯事件の状況について」によると、インターネットを利用した人権侵犯事件は、ここ数年で急激な増加傾向を示しています。

H13年	14年	15年	16年	17年
39件	75 (+92.3%)	91 (+21.3)	199 (+118.6)	272 (+36.7)

平成17年中の新規救済手続き開始件数272件のうち、名誉毀損事案が11.8件、プライバシー侵害事案が9.6件となっており、この両事案で全体の約8割を占めています。

2 プライバシーの侵害

かつては、プライバシーの侵害というと「私生活をみだりに公表されない」という意味に使われていましたが、現在では、伝統的なプライバシーの概念に加え、「自己に関する情報をコントロールできる権利」ということが主張されるようになりました。

インターネット上のプライバシーの侵害の代表的なものとしては、特定個人を誹謗・中傷する電子掲示板への書き込みがあげられます。こうした行為は、名誉毀損行為となります。

また、「自己に関する情報をコントロールできる権利」という概念からは、一切の個人情報の無断掲載は、プライバシー侵害になります。いったんインターネット上に個人情報が掲載されてしまうと、その個人情報を第三者が悪用し、被害が拡大する恐れもあります。

3 様々な差別的表現

特定個人を対象として、差別的表現を用いて誹謗・中傷する内容をインターネット上に掲載するケースがあります。

その分類としても様々な考え方があり、例えば、

- ① 特定個人が同和地区の出身者や在日外国人であることを電子掲示板に掲載するなど、当該個人を集団から排除したり、個人に対する具体的な侵害を目的としたもの
- ② 在日外国人であることがすでに知られている著名人の名簿を掲載するなど、特定個人に対する侵害というよりも情報の掲載により、差別意識を助長しようとするもの
- ③ 同和地区の所在地の一覧といった社会的差別につながる情報の掲載など、対象者を特定できないもの（その中にも、特定集団を社会から排除しようとする侵害意図のあるものと、社会的差別につながる情報を発信することによる差別意識の助長を図るもの）

に分類する考え方や、

少数者への侮辱、差別の扇動、差別の助長、差別思想の宣伝、暴力行為の扇動という5つに分類する考え方もあります。

4 インターネットにおける最近の特徴的な事例

現在、インターネット上には、児童ポルノ、薬物等禁制品の密売に関する情報等の「違法情報」や、直ちに違法とは評価されないものの自殺サイトや爆弾の製造方法、殺人の請負に関する情報などといった「有害情報」が氾濫している状況にあります。

ここで大事なことは、法令に違反したり他人の権利を侵害したりする違法情報に対しては、名誉毀損・プライバシー、著作権、商標権といった面からの事業者の自主的なガイドラインが策定されて対応が行われているものの、現行法では違法とは言えないが公共の安全や秩序に対する危険を生じさせるおそれのある情報等の取り扱いについては、ガイドライン等が存在しないため適切な対応が取れていないという点です。

(1) 電子掲示板における差別的書き込み

大手の電子掲示板などでは、様々なテーマについて意見交換がなされており、その中で、同和地区に対する差別的書き込みなどが行われている場合があります。

従来は、インターネット上の差別表現の流布については、個人が作成した差別ホームページが中心的な役割を果たしていましたが、最近では大型掲示板を中心とした差別表現の掲示へと変化してきていることが指摘されています。これは、大型掲示板の「どんな分野のことも、何でも書ける」という特質が、従来の個人の差別ホームページに投稿するよりも一層安易な書き込みを招いていると分析されています。

その実態は、「モラルが低い云々というレベルではなく、悪意に満ちたものである」との指摘がされています。

(2) 自殺関連サイト等有害サイト

最近では、人を自殺に誘引する情報をインターネット上に掲示して、集団自殺を決行する事例が増加し、また、インターネット上に掲示された爆発物の製造方法に関する情報から爆発物を製造する者が現れたりするなど、社会的な問題となっています。

(3) 迷惑通信

電子メールはインターネットや携帯電話の普及に伴い、便利なコミュニケーションの手段となっていますが、出会い系サイトの勧誘メールや嫌がらせメー

ルが送付されることがあり、迷惑メールによるトラブルも生じています。

とりわけ、携帯電話の著しい普及により、インターネットへの接続はパソコン以外でも手軽に行われるようになったため、こうした状況に拍車をかけていることも指摘されるところです。

5 対策の現状

インターネット上の電子掲示板等において、個人を誹謗・中傷する書き込みや、差別を助長するような書き込みが頻発していますが、これらの事例が発生した場合、どのように対応すべきでしょうか。対応の一例を、以下に示します。

【確認】

- ・ 差別的表現の書き込みを発見した場合や、通報があった場合は、まず、問題の電子掲示板等を確認し、その箇所を印刷・保存します。

【対応等】

- ・ 書き込みへの対応については、書き込まれている内容や、個人への誹謗・中傷の書き込みであれば、被害に遭った方の意向により、かなり変わる場合があります。
- ・ 被害に遭った方が、削除を望んでいる場合は、その電子掲示板にある削除要請手順に従って、削除する箇所と理由を明確にし、電子掲示板管理者等へ削除要請を行います。また、併せて法務局へ、書き込み内容等を通報し、削除を依頼します。但し、法務局から、電子掲示板管理者等に削除要請を行うかどうかは、法務局の判断となります。
- ・ 個人に対する名誉毀損やプライバシーの侵害にあたる場合は、一定の条件があれば、被害者の申立てによりプロバイダ等に対し、書き込んだ者の情報の開示請求を行う手段があります。書き込みの内容や被害者の意向により、必要に応じ、警察への相談や弁護士への相談を行うこととなります。

インターネット電子掲示板の差別的書き込み対応手順

差別的書き込みの発見・通報

- 問題の電子掲示板等を確認
- 問題の箇所を印刷・保存

○削除要請を行う場合

- ・電子掲示板等の削除要請手順を必ず確認し、その手順に従い、削除する箇所及び削除理由を明確にし、電子掲示板管理者等へ削除要請を行う。(注)
- ・法務局へ、書き込み内容等を通報し、削除依頼を行う。

○個人に対する名誉毀損等の場合

- ・一定の条件があれば、プロバイダ等に対して、書き込み者の情報の開示請求を行うことができる。また、被害者の意向により、必要に応じ、警察や弁護士への相談を行う。
(根拠法令：特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条)

注) 削除専用スレッドに削除要請文を書き込む場合、正しい手順で書き込まれているか等を確認する。また、個人名により書き込みを行なうと、電子掲示板等で個人攻撃等を受ける場合があるので、注意が必要。(大阪府では、大阪府という名前で削除要請を行なっている。)

○削除要請を行った場合

- ・削除要請を行った箇所が、削除されたかを確認する。
(再掲や他の掲示板で掲載されている可能性があるので、注意が必要。)

○個人に対する名誉毀損等の場合

- ・被害者の状況により、被害者へのフォローを行う。

ただし、個人を誹謗・中傷するような内容等であれば、個人の意向により、場合によっては、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(いわゆる「プロバイダ責任制限法」)に基づき、書き込み者に関する情報

の開示請求を行い、その情報を基に、民事訴訟等による損害賠償請求等を行うことも可能です。

6 現行の対策の限界

(1) 法制度面から

① 憲法上の表現の自由の保障

インターネットにより提供されるサービスは、憲法第21条で保障されている「表現の自由」に関わるものです。日本において「表現の自由」は、できる限り広く保障していくことが求められています。なぜなら、「表現の自由」が、民主主義の不可欠な構成要素と考えられているからです。

伝統的な学説・判例によると、表現の自由は経済的自由に対して優越的地位を占めており、国家は表現活動とりわけ表現内容については、原則として一切関与してはならず、規制が認められるためには、例えば、表現を規制する法律の条文は明確なものでなければならず（漠然性のゆえに無効の原則）、禁止対象は限定し自由であるべき行為まで禁止してはならない（過度に広範な規制の禁止）など、様々な厳格な要件を満たす必要があるとされています。

すなわち、「法律による表現の自由の規制は政府による恣意的抑圧の危険を伴うため、悪い内容の表現に対しては、国家の規制ではなく批判的言論で対抗せよ」という原則が存在しています。

しかし、現に生じている人権侵害事象を放置することはできません。公的な機関が何らかの規制を行なうことは当然許されると考えられます。

刑法でわいせつな表現が規制されているように、「表現の自由」が保障されているからといって、人権上問題のある表現を放置せざるを得ないということにはなりません。

② プロバイダ等の法的責任の限界

また、現在、「プロバイダ責任制限法」により、名誉毀損等自己の権利の侵害を受けた個人から電子掲示板記載内容の削除要請があった場合、プロバイダ等がその要請に応ずる又は応じないことにより生じた損害について、賠償の責めを負わない場合の規定を設けていますが、これはあくまで賠償の責めについてであり、プロバイダ等が、削除要請に対して応じる義務や基準等を規定しているものではありません。

削除要請があった場合の対応については、あくまでもプロバイダ等の自主的判断によります。そのため、プロバイダ等により、差別的表現の削除要請に対し、適正に対応するかどうかは定かではないのが現状です。

- すなわち、この法律には、次のような問題点（限界）があると考えられます。
- ア. 個人の名誉毀損等の特定個人の権利侵害に該当しない、差別落書きなどの差別助長行為について対応できないこと。
 - イ. 権利を侵害した行為者情報の開示請求を行うことができるのは、権利侵害を受けた本人に限定されていること。
 - ウ. プロバイダ等に常時監視義務がないこと。

(2) 技術的側面から

①プロバイダ等の関与形態による限界

インターネット上の有害情報への対応主体としては、

- ア. 情報の蓄積や送信を行うコンピュータ（ウェブサーバ）の管理者
- イ. 電子掲示板などウェブサーバのうち特定のサイトの管理者
- ウ. インターネットへの接続サービスの提供者（アクセスプロバイダ）

といった三者が存在します。

これら三者がそれぞれ異なる人格を持つ場合には、他人の管理権限を侵すことができないという意味での限界が存在します。

②インターネットの特性による限界

インターネットの代表的な特色として、前述のように、広域性や複製・再利用の容易性等がありますが、例えば、電子掲示板の管理者によっては海外に設置したサーバ等を使用しているときがあるため、国内法や制度の適用範囲を越え、実効性がない場合や、ある電子掲示板から差別的表現を削除したとしても、他の電子掲示板等に容易に複写され、新たな差別助長行為等をたやすく行えるという限界が存在します。

第4 先進的な取組み事例～「インターネット・ステーション」

1 経過

奈良県内全市町村が市町村の枠組みを越えて、一致して「行政啓発」に取り組んでいる「奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会」（啓発連協）が、県内の関係機関・団体等へも呼びかけを行い、2002年2月に登録メンバー約80名で構成する「インターネット掲示板差別書き込みについて考えるプロジェクト会議」を立ち上げ、2003年4月には「プロジェクト会議」の活動拠点として「インターネット・ステーション」を設置しています。

2 概要

(1) 目的

差別書き込みが横行するインターネット上の電子掲示板に人権問題に関して正確な情報を発信することにより、インターネット上での人権啓発活動を推進する。

(2) 構成

プロジェクト会議メンバーを中心に、有志の個人・団体も加わった5人1組で、約30組を構成。奈良県市町村会館内に開設。

(3) 活動内容

2003年7月から、週2回（月・金）、差別書き込み実態把握や啓発活動を展開。具体的には、ステーションにおいて、差別書き込みをプロジェクターで映し出し、それへの対応を5人で検討した上、5台のパソコンを使って、啓発文等の入力を実施。

(4) 活動対象

ネット上のすべての掲示板を監視することは困難なため、代表的な9つの掲示板において、一見して奈良県に関する一連の発言とわかるものに限定。

3 奈良県に関する差別書き込み事象の実態

プロジェクト会議がまとめた2003年度の活動総括によると、2001年6月から2003年2月までの間で、主だった電子掲示板において奈良県に関する一連の書き込みを設けているものについて調査した結果、2,037件の差別書き込みがあり、それらの内訳は、①明らかに差別的な意図をもって誹謗・中傷したもの1,418件（約70%）、②意図は不明であるものの掲示板の性格や前後の記事から判断して悪意が感じられるもの952件（約30%）となっています。また、1,418件の中で部落差別に係わる差別書き込みは1,075件（約76%）となっています。

第5 取り組みの方向性

1 実態の把握

インターネット上の電子掲示板における差別的書き込みに対する効果的対応を行う前提条件として不可欠なものが、実態の把握です。

(1) 実態把握の取組み体制

把握方法としては、奈良県の「インターネット・ステーション」のように、一箇所複数職員の職員が電子掲示板の監視を行う方法や、例えば、市町村をはじめとする各関係機関へ協力を求め、それぞれの部署の執務室のパソコンを活用して調査を行

う等の方法が考えられます。

前者の方法は集中的・効率的に対応でき、後者の方法は特別の予算の手当てがなくとも比較的容易に対応できる等のメリットが考えられますが、実態把握については、その重要性を十分に認識し、人員や費用の面も十分に勘案しつつ、早期にその具体的な取組み体制を検討する必要があります。

(2) 実態把握の基準づくり

実態把握を行うに際しては、どのような書き込みであれば問題ありと判断するのかについて、客観的な基準をもつ必要があります。

この基準づくりは、差別とは何かについて明らかにする（差別の定義）という根源的な問題に触れる重要な意味合いを持ちますが、実態把握作業を早期に進めるにあたっては、人権擁護に関する施策を総合的に推進し人権尊重社会の実現に寄与することを目的とする人権擁護法案で規定されている「差別を助長する情報」等に関する考え方をベースとすることが考えられます。

[人権擁護法案第3条第2項（抄）]

2 何人も次に掲げる行為をしてはならない。

一 人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して、当該属性を理由として不当な差別的取り扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を公然と摘示する行為

さらに、その基準を明確なものとするために、例えば「被差別部落の地名を表示したもの」などのように、具体的な適用例を列挙する形で基準を設定すべきと考えられます。

2 監視及び削除要請、それらのPR

電子掲示板に差別的書き込みを行う心理としては、そうした行為に対する監視が行われていないために何らの抑制心が働くことなく行われる場合も多いと思われることから、定期的に電子掲示板の監視を行うしくみを構築し、差別的書き込みを発見した場合には手続きに従ってプロバイダ等に削除要請を行うとともに、そうした活動を府民等に積極的にPRすることにより、抑止効果を一層高めることができると考えられます。

3 府民等への啓発、教育

インターネット上の電子掲示板における差別的書き込みに関する府民の意識啓発を行い、インターネット上の電子掲示板の使用に当たってのモラル等を醸成することが重要です。

また、府内市町村においても、市町村自身にインターネット上の電子掲示板における差別的書き込みに関する実情を把握して、意識を高めてもらうとともに、市町村民等への意識啓発を実施し、府内において、広く電子掲示板にかかる差別的書き込みの意識啓発を実施していくことが重要です。

さらに、子どもの時期から意識を持たせ、自ら判断し行動することができるよう、教育の様々な面からの取り組みを行う必要があると考えられます。

インターネットの匿名性などに代表される特性は、人が持つ差別意識・差別行動を増幅させてしまう傾向があると考えられますが、どのような表現が差別表現や差別煽動となるかの「気づき」は、個々人の人権感覚の程度と密接に結びついています。そうした人権感覚を適切に育成していけるかどうかはインターネット社会の成否がかかっていると言っても過言ではなく、そのためにはとりわけ、それぞれの人々がメディア情報を主体的・批判的に読み解く能力（メディア・リテラシー）を高めていく人権教育が重要だと考えられます。

さらに、その人権教育そのものの実施について、インターネットの特性を積極的に活用した形で行うように工夫されるべきであり、加えて、差別情報の発見、解決、救済システム（例えば差別事象に対抗する人権ネットワークの構築、サイバー人権相談など）を構築するに当たって、インターネットの持つポテンシャルは非常に大きなものがあることを忘れてはなりません。

4 法規制等に関する国等への要望

(1) 法律による規制

①人権侵害救済法（仮称）等の早期制定

人権擁護施策を総合的に推進し、人権尊重社会の実現を目指すためには、人権侵害の救済に関する法制度を早期に確立することが非常に重要です。そのため、法律に基づく実効性のある人権救済機関の設置とともに、地域レベルにおける人権侵害に対して迅速かつ効果的にきめ細かく対応できるよう、地方人権委員会の組織化などの法的措置の確立について、国に対して要望してきたところです。

しかしながら、府域においては、深刻な人権侵害が数多く発生しており、これらの人権侵害による被害者を迅速かつ効果的に救済するため、より実効性の高い救済方法を整備していくことが喫緊の課題であり、今後とも、真に独立性、迅速性、専門性を備えた人権救済のための法的措置が早期に講じられるよう、国等に

対する働きかけなどを、あらゆる機会を通じて積極的に行う必要があります。

②インターネットの匿名性を制限できる法制度の整備

インターネットの匿名性により、インターネット上の電子掲示板への様々な差別事象の書き込みが行われている現状を考えると、この匿名性を一定の条件の下で法律によって制限することができるようにする必要があると考えられます。

確かに、「通信の秘密」は、憲法第21条において「侵してはならない」旨が明記されています。しかしながら、従来、「通信の秘密」は1対1の関係が基本となる時代に政治的抑圧を受けることなく自由に表現できることを保障するところにその礎があるわけですが、インターネットは1対不特定多数の関係であり、時代背景が大きく様変わりしてきています。また、匿名性を悪用することによって、ますます差別行為がエスカレートしつつあることも現実視されなければなりません。

こうした認識に立つとき、一定の厳格な条件のもとで、発信者情報を開示することが認められる明確かつ客観的な基準の設定と、その該当性を判断する第三者的機関の設置などを規定した法制度を創設することが重要と考えられます。

また、そうすることが憲法上の要請でもある「通信の秘密」の精神を、より厳格かつ的確に保持することにもつながると考えられます。

法的な対応の手法としては、将来的な国際条約の創設も睨んだインターネットを対象にした基本法の制定や、プロバイダ責任制限法の改正などが考えられますが、差別行為を有効に規制することができる法的規制の検討とその立法化を強く国に働きかけていくことが重要です。

ドイツにおいては、プロバイダは、少なくとも、自分が管理するネットワークを通じて伝えられている情報の内容を知り得、かつ、その情報の伝達をコントロールすることが可能である場合には、伝達される内容について責任を負うものであるとする法律（いわゆる「マルチメディア法」）が存在します。確かに、ドイツでは、憲法（基本法）自体において、意見表明の自由に対する青少年保護のための制限が明文で規定されているという点などにおいて、わが国と状況が異なるところはありますが、サイバースペースにおける有害表現規制の根拠規定の考え方として参考にされることが重要です。

(2) 自主規制による規制～情報化社会をコントロールする「第三の道」

法律に論拠を有する命令や禁止等といった伝統的な法規制によって問題を完全に解決することが難しくなっていることを考えると、法的規制と自主規制の長所を活用しつつ短所を除くことを目的として、いわば「規制された自主規制」という考

え方とその実践について検討されるべきと考えます。

例えば、表現の自由との調整を図る第三の道として事業者を誘導するために、新しい法律の中でプロバイダ等の事業者団体が自主基準を定めるべき努力義務を設定し、その自主基準の中で差別表現の取り扱いについて明文規定を置くという方法について、検討が進められるべきです。

さらには、法律による規制と、事業者団体の純粹に自発的な自主規制の二者選択という考え方ではなく、それらを基礎におきつつも、二つを統合する形での自主規制のあり方について、調査・検討を進めることが重要であると考えます。

なお、平成17年3月の改正で「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に盛り込まれたように、インターネット業者に対して、差別意識を助長するようおそれがある情報を取り除くためのフィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について、一定の条件により、受信することができるかどうかを選択できるしくみ）の機能を有するソフトウェアを利用したサービスの開発と利用者への提供努力義務や、そうしたサービスのインターネットカフェ経営者の機器提供努力義務の考え方の応用についても研究されることが重要と考えます。

5 業界団体等への要望

（1）求められる自主規制の制定・強化

インターネット上での差別書き込みへの対応を考えると、非常に重要な位置を占めるのがプロバイダ、サーバ管理者、電子掲示板の管理者等であり、それらの対応主体に対して、業界における適切な自主規制の設定とその厳格な運用を求めることは非常に有効であると考えられます。

例えば、現在においても、社団法人日本インターネットプロバイダ協会等が構成員となっている協議会がまとめた「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」が存在しますが、このガイドラインは、個人の名誉毀損・プライバシー侵害を対象としているため、電子掲示板における差別助長行為等の書き込みは対象となっていません。

しかしながら、公共の秩序に対する危険等を生じさせるおそれの高い情報等の流通が様々な問題を生起している現実を鑑みると、そうした情報への自主的対応について、電子掲示板の管理者等により公序良俗に反することを理由として措置が行われた事例や諸外国におけるインターネット上の情報の流通に対する法制度等を参考にしつつ、電子掲示板の管理者等によるそうした情報への対応を効果的に支援することが重要です。

そうした観点から、人権侵害事象の事例についても効果的に対応できるよう、差別の定義を明確にした上で、自主的対応のガイドラインに位置づけるよう求めている

くことが重要です。

(2) 国の研究会への提言

総務省では、平成17年8月に有識者や事業者から構成される「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」を立ち上げ、インターネット上の違法・有害情報へのプロバイダ等による自主的対策や、プロバイダ等による自主的対策を効果的に支援する制度・方策について主として検討されていますが、その中間取りまとめが平成18年1月に出されました（概要は別添参考資料参照）。

その中においては、「違法行為を目的とした」電子掲示板への書き込み等に限定する形で、事業者団体への自主規制を促進する趣旨となっており、違法行為を目的としていない部落差別事象等への対応については配慮されていない状況にあります。

国の研究会は、平成18年7月頃をメドに最終とりまとめを行う予定が示されていますが、インターネット上の部落差別事象へも的確に対応できるような形で事業者団体の自主規制を促進する趣旨を盛り込むよう問題を提起していくとともに、その最終報告書の趣旨が生かされたガイドラインの修正が行われるように事業者団体への適切な指導を国に求めていくことが重要です。

(3) 事業者団体への提言

財団法人インターネット協会が事務局となっている「ホットラインセンター設立準備会」が平成18年4月にまとめた「ホットライン運用ガイドライン」によると、インターネット上の違法・有害情報への対応を有効に行うために広くインターネット利用者から情報を受付け、一定の基準に従って情報を選別した上で、警察への情報提供やプロバイダや電子掲示板管理者等への削除依頼などを行う「ホットラインセンター」が設置され、平成18年6月1日から運用が開始されました。

そのガイドラインによると、その通報対象となる情報の範囲は、現在のところ、わいせつなどの違法情報等に限定されており部落差別事象は対象とされていません。

しかしながら、運用ガイドライン自体も規定しているように、ホットラインセンターにおける対応の正当性を確保・維持するためには、対象とする情報の範囲について、インターネット上を流通する状況の変化等に応じて適切に定めることが求められるため、差別助長行為も対象としたガイドラインとなるよう、働きかけを行っていく必要があります。

6 対応マニュアルの作成

電子掲示板に差別的書き込みがあることについて、府民や行政機関が発見した

場合に、どのように対応すればよいかについて、一定のマニュアルを整備し、それを関係各機関が共有することは、効率的・効果的な対応に有効な手法と考えられます。

その中で重要となるのは、プロバイダ等に削除を依頼する事案かどうかの判断基準をどのように設定するかですが、その設定に当たっては、一般的な文言ではなく具体的な例をあげるなど、できる限り明確でわかりやすい基準となるよう検討を進める必要があります。

第6 おわりに

我が国は、人口減少や少子高齢化をはじめとする社会・経済環境の変化に伴い、様々な社会生活・経済活動上の問題に直面していますが、その対応に当たっては、いつでもどこでも情報通信ネットワークや機器が利用できる環境（ユビキタス・ネットワーク）が整備されるべきことの重要性が指摘されています。

しかし、反面、そうしたネットワークにおける「影」の部分への対応も適切に行われなければなりません。

今回、本研究会において提言した方向性を踏まえつつ、インターネット上における差別事象へ適切に対応していくため、とりわけプロバイダ等の事業者団体の自主規制のあり方について様々な観点から検討をさらに深めていく必要があると考えます。

今後、そうした観点を中心に、具体的な対応方策の検討を進めつつ実施可能なものから早急に着手することとし、本報告書をインターネット上の差別事象の撲滅に向けての足がかりとしていきたいと考えています。

《参考資料》

【各講師による講演要旨】

〔反差別ネットワーク人権研究会代表 田畑重志氏の講演概要〕

(平成17年7月6日(水) 第2回インターネット差別事象対策研究会)

1 現行法での対応

①特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(いわゆるプロバイダ責任制限法)について。

- ・特定電気通信事業者とは、プロバイダが該当する。
- ・プロバイダが情報を開示した者から損害賠償請求された場合、損害賠償責任を負うことがないように、情報を開示でき、しかも責任がプロバイダにかからないようにしようとした法律である。
- ・発信者情報の開示請求を行うことができる場合は、「侵害情報の流通によって当該開示の請求者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。」かつ、「当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求の行使のために必要である場合その他発信情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。」のいずれにも該当するときに限るという非常に狭い範囲に限定されている。

例えば、「部落出身者は」「部落民は」と言うような言い方で差別的書き込みがあった場合、これは、情報の開示請求を行うことができない。プロバイダ責任制限法は個人に特定されるため、内容が個人に係るもので、中身があまりにもひどい内容でないと対象とならない。

②掲示板の中で差別助長行為等があった場合、現行法制度上では、名誉毀損、侮辱罪、営業行使妨害、著作権侵害に当たるものであれば、相手を法的手段によって特定することができ、又、掲示板の場合、管理責任を怠ったという理由から、損害賠償請求を行うことができる。

2 法的問題点

①海外のサーバーを使用している場合、日本の法律の適用外のため、取締りを行うことはできない。

②以前、海外のプロバイダに削除依頼を行ったときは、国連でも取り上げられている差別問題であることをサーバーの管理者に連絡することにより削除された。しかし、このようなページが削除されたからといって、終わるものではなく、同じものをコピーし、あちらこちらに貼り付ける者もいる。

3 現実的にとり得る対応

- ①掲示板を監視し、差別書き込みがあるかをチェックし、内容により、削除依頼を行う。
- ②内容があまりに稚拙である場合などは、啓発文の書き込みを行う。

4 インターネットカフェの問題点

- ①インターネットカフェでは、使用したコンピュータを特定できても、誰がそのコンピュータを使用していたかがわからないため、匿名性が高くなり、インターネットを悪用する温床となっている。
- ②インターネットカフェでも、特定のウェブページにアクセスできないようにしているところもあるが、そういった規制を行っていないインターネットカフェを使用する等イタチごっこである。
- ③インターネットカフェでも利用者の身分証明、利用した時間等の記録を義務化した法律が今後できる可能性はある。
- ④最近では大型掲示板でもネットカフェからのアクセスを拒否する所もできている。

5 国外における法規制等

- ①国外においても、様々な法規制を行っているが、国内法の限界がある。そのため、国際条約のようなもので規制を行うか、国連人権規約等の中で、規制を行うしかないのではないか。
- ②イギリスやオランダでは、財団や NPO 法人がインターネットの情報を収集し、注意勧告等を相手方に行っている。国レベルでインターネットの監視等を行う場合、NPO や NGO で行うことが現在では、効果的な方法であると考えられる。

6 今後の取り組み

今後、メディア・リテラシーの考え方を人権教育をふまえながら、きっちりと取り上げていくということが、必要である。

[インターネットプライバシー研究所代表取締役 高木寛氏の講演概要]

(平成17年8月29日(月) 人権相談機関ネットワーク連絡会特別講演「インターネットをめぐる人権上の諸問題」)

1 インターネットとネットワーク社会

私達は、基本的人権を尊重しなければならない。これが憲法13条の中にある国民は個人として尊重されることである。こういう基本的人権の保障の基に私達は生活している。

ところが昨今、インターネットというものが出てきた。例えば、メールマガジン、ホームページ、電子メール、最近では、メル友や友達づくりサイト、ブログなどである。

ではインターネットとは何か。人間社会の中にコミュニティがあるように、インターネット上にも人間と人間が繋がっていくコミュニティがある。これがひとつのネットワーク社会という考え方に繋がっていく。

2 インターネットは無法地帯か

ネットワークが無法地帯だという人もいる。ネットワークの中は法律の適用がないので、何をやってもいいと誤解をされている人がいる。

確かに、インターネットは国と国をまたいでしまうので、一つの国の法律では規律しにくいという側面があるが、人間のコミュニティである。とすれば、法律あるいはモラルというものが、そのまま適用されるのがあたりまえである。

インターネットを通じて、知らない人、離れた人と、人と人の繋がりができていく。

実はインターネットというのは世界中の技術者の壮大なボランティアで作られている。我々が使っている電子メールのソフトウェアというのも、実は全く無料でボランティアによって作られている。インターネットの仕組みというのは、ボランティアのエンジニア達が作ってきたもので、現在でもインターネットの改良というのが進んでいる。

そういうボランティアの社会の中から生まれてきたので、インターネットの中は自由である。国境とかに囚われないという誤解の原因になる。

3 表現の自由とインターネット

(1) 表現の自由

表現の自由というのがある。これは憲法21条で保障されている。集会、結社及び言論、出版、その他一切の表現の自由はこれを保障するとされている。

インターネット上のホームページ、あるいは電子メール等すべてこの表現の自由によって保障されている。これはとても大事なことである。

現実の社会では新聞社の人とかテレビ局の人以外は、実はほとんど表現の自由はない

と言われている。例えば、「あなた、自由に話をしてもいいですよ」といって、駅前で一人で話をしてもほとんど誰も聞いてくれない。また、チラシを作って配ってもなかなか読んでもらえない。しかし、インターネットを使うと、本当に重要なことであれば世界中に知らせることができる。この意味で、表現の自由をマスメディアから一般の市民側にぐっと引き寄せたということで、非常に重要な意味を持つ。

私達のように民主主義社会に生きている人間にとってはインターネットの中の表現の自由は、とても大事な意味を持っている。例えば、国際的にも様々な国際紛争が起きたとき、あるいは、地域における人種差別が起こったときに、インターネットを使ってその事実を世界に知らせて解決していったという事例がいくつもある。

(2) インターネットによる人権侵害

最近では、2チャンネルという、インターネットの中に自由に書き込める電子掲示板があり、そこには、さまざまな差別的な落書きが行われている。

また、少年犯罪とホームページの関係では、少年法で保護されるべき、少年の実名、写真、家族の名前、果ては、少年院などの矯正施設を出て社会復帰した後でも、その人が今どこにいるのか、ということまでインターネット上で公開されてしまう。

表現の自由と、他の人権というものが大きくぶつかり合っているものである。

従来マスメディアというのは、ある程度の節度というか、プロがやっているということもあって、そんなにするどく他の人権とぶつかりあうことがなかったが、インターネットの中ではこういった場面において激しくぶつかってしまう。

少年犯罪の事例では、小学生の女の子がインターネット上での誹りで、殺人事件にまで発展したという事件があった。マスコミでも報道されたが、インターネット上で写真などが公開された。これを出した人間は、小学生の人権ということは全く考えていない。

さらに、非常に厄介な問題となってきているのは、自殺サイトと呼ばれるもので、インターネット上で、自殺したいという希望を持つ人が何人か集まって集団で自殺する。これは簡単には止めようがない。このようなところから、インターネットは無法地帯である。インターネットって何をしてもばれないという誤解が生じている。

(3) インターネットのコントロール

インターネットの中も、人間の社会であるから、これまで、長い間に築いてきたモラルや法律というのは適切に適応されなければならない。

まず、考え方としてインターネットというのは一つの道具にすぎない。人と人を繋げてくれるとても重要な道具だから、積極的に使っていく。つまり私達人類は、鉄を発見して、武器も作ったが、クワとかカマとか道具を創り、それを使いこなしてきた。人類はそれをコントロールして現在の文化を築いてきている。インターネットも、悪い使い

方をする人もいるが、それをいかにコントロールするかが課題だと考える。

(4) インターネット犯罪

ウィルスの事件であるとか猥褻サイトの事件、あるいはインターネット詐欺などのインターネット犯罪がある。インターネットの中では何をやっても捕まらないという人がいるが、そんなことはない。何故かという、コンピュータは、記録が非常に正確に取れる。その記録をたどっていけば必ず、違法なことをやった人にたどり着くことができる。ただ、技術的に高いレベルの人はそれをうまくごまかすようにしているが、それでも、ほとんど捕まる。人権問題に関しても、何か事件が起こったとき、コンピュータ上の記録を徹底的に残すことが大事である。

(5) インターネットの仕組み

インターネット上でチャットというのがある。その中で、今、自殺をしているということがわかったときに、周囲の人間がそれを察知して、技術的にその人を見つけ出す。人命に関わるとして、プロバイダに協力を要請し、IPアドレスを元に通報から2時間後に住所を特定することができ、近くの警察署員が自宅に向かうと、女性は衰弱していたが、病院へ搬送された。このように、きちっとした記録があれば、コンピュータの中で誰が何をやっているかということは、解明できる。この場合、通報から2時間後にちゃんと判明している。そういう意味では、きちっとした記録をとることが非常に重要になってくる。

では、何故分かるのか。コンピュータの中にはIPアドレスがある。インターネット上で信号を出すと必ずIPアドレスという住所がくっついてくる。インターネットを使うとき、様々なプロバイダという会社を使って入っていく。こういう場合、コンピュータにはIPアドレスが振られなくて、プロバイダ自身がIPアドレスを持っていて、ここからインターネットに出ていくときに、そのIPアドレスを借りて出ていく。通行手形みたいなものである。するとどういことが起こるかという、この人が何か悪いことをしたとすると、外から見っていくと、どのプロバイダの人がそういうことをやっているのかということは分かるが、そのプロバイダの中の誰がというのは、外からは分からない。

例えば、詐欺事件の場合なんかは、警察が令状を持っていくから、強制的に出さすことができる。ところが、なかなか犯罪までいかないケース、令状が出ないケースですとそこまではいかない。やはり、プロバイダの協力が必要である。

(6) 業界協力と法律

新聞に注目すべき記事が出ていた。自殺サイトにおいて、自殺者が自殺をほのめかし

たときには、業界の協力で、そのIPアドレスを公開する、ということを業界団体が決めたというものである。これは人の命、人権の元になる人の命に関わることから、プロバイダの業界団体が決めたということである。逆にいうと、そういうことを決めないと出来ない。何故か、それは通信の秘密ということが関係しているからである。プロバイダにしても、電気通信事業者である。ということは通信の秘密は守らなくてはならない。ということで、これまでは、開示しないという方向で進んできた。

法律はどうかというと、すごく中途半端な法律ができた。ネットワーク上の権利侵害があった場合に、当然、プロバイダは削除することができるし、誰が発信したかという発信者の開示もできる。従来これについては、法律的にあまりはっきりしていなかった。ただ、中途半端で「削除してもいいですよ」というレベルである。削除したとしても、例えば、書き込んだ人の側から、私の表現の自由を侵害したじゃないか、何故削除したのかと言われたら、この法律が免責を認めている。責任を負わないということを取り決め、あるいは、削除しないことによって、名誉毀損だといって、そのプロバイダを裁判所に訴えると、いやこの法律でプロバイダは責任を負わないですよ、というふうに決めている。

あるいは、発信者を誰が開示するかということも、開示するか、しないか、それは基本的にはプロバイダの自由であって、開示しなくても、免責される。責任は負わない。

何故こんな法律ができてしまったのか、削除しないと何故削除しないのかと責められる。削除すると表現の自由だと責められる。これではプロバイダはたまったものじゃないので、両方とも責任を免責してあげましょう、とすることでプロバイダの立場を守ってあげる。何故、プロバイダを守るかというと、プロバイダがないとインターネットという壮大な表現の自由のメディアがなくなってしまうからである。

だから、もう一方の表現の自由を守るというところで中途半端な法律ができてしまった。これは、削除の場合に関する考え方である。重要なことは、削除してもしなくてもプロバイダが責任を負わないとしたならば、プロバイダに対して積極的に削除してくださいというふうに、言うことができるようになった。そういう環境が出来たことです。

また、発信者を開示した場合、開示しなかった場合に、プロバイダが責任を負わない、という意味で非常に弱い権利だが、はっきりと開示ということを法律が口にしはじめたということは非常に重要な意味がある。

もう一つ、この法律のあんまり良くない点は、この法律では、権利の侵害があった場合と言っている。法律的に権利侵害というのは非常に限られてくる。損害賠償請求でお金が取れるぐらいになると初めて権利侵害になってくる。そうすると、例えば、同和地区とか人種とかに対する一般的な差別は、法的には権利侵害に当たらないと評価されることが多い。個人を対象に差別すると当然権利侵害になる。ところが、同和地区を差別する。あるいは人種一般を差別したときは、人権侵害にはならない。おかしいと思うが、

法律の解釈としては止むを得ないことかもしれない。でも、積極的に活用し、何かおかしいなと思ったら、この法律に基づいて裁判を起こす。あるいは、仮処分を起こす。そういうことを積極的にやっていく中で、裁判所もけっして、無理解なわけではなくて、あまりにも惨い実情があれば、この法律をテコに人権を守っていこうという方向に流れていくと思う。私達の人権を守っていくうえで、裁判所、あるいは法律という道具を使って戦っていくことは重要なことではないかと思う。

4 インターネットとプライバシー

次に、インターネットを使ってプライバシーが侵害されるのではないかという点である。

特に平成17年の春、個人情報保護法が本格施行された。何故、個人情報を保護するのか。これは、個人情報を守っていかないとプライバシーが侵害されてしまう可能性が高いからである。

いくつか例を上げると、プライバシーマークというものがある。個人情報をきちっと守っていますという企業に対し認められるものだが、それが取り消されたケースというのは非常に悪質である。過去に国で、アンケート調査をコンピュータに入れてくださいと某社に発注したら、下請に出したらいけない、という規定があるのに、下請に出して、しかもインターネットの中で募集したために、応募した人が自分では仕事をしないまま、さらにインターネットで下請けに出すということが起こってしまった。最終的には北陸地方の方が受けたのですが、最悪なことにアンケートの原票を捨ててしまった。これは個人情報的には非常にまずいことである。原票というのはちゃんと管理して、廃棄する場合でもシュレッダーで処理するなり、溶解処分しなければならないのだが、それをしなかったということで大問題になったケースである。個人情報というものが非常に雑に扱われた事件である。

もう一つ、ある市では、市民の情報がCD-ROMに複製されてインターネット上で販売されてしまった。これはすべて回収されたということで、市の対応が適切だったため、実際には大きくは展開されていないだろうと言われている。

また、病院の小児科の先生が、コンピュータに入っている電子カルテを自分のノートパソコンに入れて持って帰ったら、ウィルスに侵されてインターネット上に流出してしまった。ピアツウピア(Peer to Peer)という言葉がある。これは、インターネット上の、誰もさわれないサーバーにどんどん情報が登録され、それを世界中が自由に使えるような仕組みである。これは音楽データがそこにどんどん登録されていって、世界中でCDを買わなくても音楽が聴けるというようなことがあり、音楽著作権において世界的に大問題となった。そこに小児科の電子カルテが登録されてしまった。これはもう削除できない。絶望的である。今のインターネットの中の個人情報の怖いところは、漏洩した場

合にそういうところに登録されたらもう一切削除できない。恐らくインターネットがある限り。

5 ネットワークリテラシー

そこで、もう一つ重要なことは、ネットワークリテラシーという問題がある。リテラシーというのは識字という意味で、コンピュータをどんどん触れるようにしよう。字が書けるようにするのと同じように、コンピュータやインターネットをどんどん利用できるようにしようというのが、ネットワークリテラシーである。これに対して、よく言われるのはコンピュータのことは、子どもの方がよく分かっているので親は教育できないと。ただ、コンピュータは道具である。その道具の使い方を教えるのはやはり大人であり、社会である。ネットワークの中が、人間の社会であるとしたら、この中でいかに生きていくのか、どうやって対処していくのかは、子どもでは分からない。親が、大人が教えていかなければならないことである。インターネットというのは良い面もあり、悪い面もある。インターネットの中にいる人がすべていい人とは限らない。でもこれは、現実の社会でも同じである。私達の周囲に、いい人もいれば悪い人もいる。インターネットの中でも、ワイセツなホームページもある。自殺を勧めているようなホームページもある。悪口ばかりを書いているようなところもある。そういうところに入っていくことが、人間として恥ずかしい。人間として間違っているということを教えることができるのは、親であり、社会であると思う。そういう意味で、コンピュータが分からないから、何も分からないのではなくて、やはり、積極的にコンピュータの世界に入っていく、そこはどんなものなのかということを知って、子どもをきちんと育てていくというのは、これからネットワーク社会が広がっていけばいくほど重要になってくる。

個人情報新しい問題としては、最近でてきているのは監視カメラである。監視カメラとは、ビデオテープが回っていると簡単に考えられるかもしれないが、今コンピュータを使った監視カメラというものがどうなっているのかというと、サーバーというコンピュータを1台持って来て、このサーバーを使って二百数十台のカメラの映像を記録していくことができる。犯罪者の映像があつて、カメラの映像とマッチングすると、この人は犯罪者だとすぐ分かるという技術がある。これが空港に入っていく。これまで個人情報というのは、紙に書いたり、コンピュータで文字に変えたりぐらいだったのが、映像まで及んでくると結構難しい問題がでてくる。

従来だと、個人情報を出す、出さないは本人の自由である。嫌なら個人情報を出さないということも可能だったのが、監視カメラだとそういうことが許されない。

6 インターネットと弱者

ニューヨークタイムスのホームページには求人広告が掲載されています。最近、新聞

の求人広告欄というよりも、インターネット上の求人広告欄のほうが効果が高いとされている。そうするとコンピュータがない人、あるいは、インターネットが使えない人は、なかなか職にありつけない。

ハローワークのホームページであるが、ここにいくと確かに仕事を見つけることができる。いわゆるハローワークに登録されている情報が見られるが、インターネットが使えることが前提条件となっているとすれば、インターネットが使えない環境の人は見ることができない。そうすると、いくら頑張っても、職を探そうとする時に、インターネットが使える人は、家にいながらスイスイと職がさがせるのに対して、ハローワークまで足を運んで一生懸命調べないと、職を得ることはできない、ということが発生してきた。経済的な弱者は、永遠に今後コンピュータの情報化社会の中で乗り遅れて、永遠に弱者でいくのか。経済的弱者が情報弱者になってしまっているのか。というのがデジタルデバイドの問題である。

7 新しい技術と人権

最近ですとETCがある。高速道路に入っていくと、何もしなくてもスーと通っていきけるのだが、ここでははっきりとカード番号が読み取られている。あるいは、車のナンバープレートが読み取られている。これは個人情報である。だから悪いというのではなくて、そういう中で我々は生きている。だからそれを社会で乱用しようとした時は非常に危ないということを意識していただきたい。高度情報通信社会の中で、私達は非常に便利な社会を得ようとしている。しかしながら、そこには落とし穴がある。危険性があるということを理解していただきたい。

技術的に最先端のものが、すべて人間社会にとってプラスになるとは限らない。新しい技術イコール良いものではなくて、新しい技術が出てきたときに、それが人間社会にとって、良いか悪いか、どういうふうにコントロールしなければならないか、ということを今後考えていく必要がある。

最後に、これだけインターネットが普及してきたら、その中で、社会の果たす役割、大人の果たす役割というのは非常に重要になってきている。積極的にインターネットを理解し、自身で良い悪いを判断し、それを周囲の人々や子どもたちに伝えていってほしい。

インターネット上の差別的表現とプロバイダの責任

1 差別的表現

(1) 差別的表現の対象となる集団

(2) 法的問題の所在

- ・「人種差別撤廃条約」～1994年10月に第4条などを留保して批准
- ・差別的表現の法的規制～条件付合憲論、違憲論

(3) 法の下での平等

(4) 表現の自由と差別的表現

- ・表現の自由の「優越的地位」
- ・規制のための厳格な条件～漠然性の故に無効の原則
過度に広範な規制の禁止
事前抑制の原則的禁止
明白かつ現在の危険の原則
- ・「思想の自由市場」→「対抗言論の原則」

(5) 差別的表現の種類

- ①少数者への侮辱
- ②差別の煽動
- ③差別の助長
- ④差別思想の宣伝
- ⑤暴力行為の煽動

(6) 規制論の根拠

- ・集団の名誉感情の保護、侮辱罪の集団への拡張
～違憲論、合憲論、条件付合憲論
- ・集団の名誉と表現の自由の調整
～違憲論、全面的合憲論、条件付合憲論

2 プロバイダ責任制限法の概要（2001年11月制定、2002年5月施行）

【関係法規】

- 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）

（平成十三年十一月三十日法律第百三十七号）

（趣旨）

第一条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定電気通信 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）をいう。
- 二 特定電気通信設備 特定電気通信の用に供される電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。）をいう。
- 三 特定電気通信役務提供者 特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいう。
- 四 発信者 特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力した者をいう。

（損害賠償責任の制限）

第三条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

- 一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の

権利が侵害されていることを知っていたとき。

二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。

2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。

二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報（以下「侵害情報」という。）、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

（発信者情報の開示請求等）

第四条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の開示を請求することができる。

一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があると

き。

- 2 開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報のみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。
- 4 開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（注：平成14年5月27日施行）

【インターネット差別事象対策研究会要綱】

（設置）

- インターネット上における、差別を助長し、又は誘発する掲示板についての実態把握等を行い、インターネットの特性も十分考慮した上で、最も適切・有効な対応策を検討するため、インターネット差別事象対策研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

（事務）

- 研究会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) インターネットにおける人権侵害についての現状把握を行う。
 - (2) インターネットにおける人権侵害についての問題点や課題の整理を行う。
 - (3) インターネットにおける人権侵害への対応策についての検討を行う。
 - (4) その他研究会の目的を達成するために必要な事務。

（構成）

- 研究会は、次に掲げる者で構成する。
 - (1) 大阪府政策企画部人権室
 - (2) 大阪府市民局人権室
 - (3) 財団法人大阪府人権協会
 - (4) 社団法人大阪市人権協会

(5) 社団法人部落解放・人権研究所

(6) 部落解放同盟大阪府連合会

○研究会は、必要に応じて、学識経験者、関係団体等の参画を求めることができる。

(庶務)

○研究会の庶務は、大阪府政策企画部人権室において行う。

(雑則)

○この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、別途協議する。

附則 この要綱は、平成17年5月31日から施行する。

【インターネット差別事象対策研究会委員名簿】(平成18年7月現在)

大阪市市民局人権室	相談担当課長	渡辺 誠
財団法人大阪府人権協会	事務局次長兼企画調整部長	谷元 達夫
	人権支援部人権相談室長	北場 好信
社団法人大阪市人権協会	人権啓発部長	二口 亮治
社団法人部落解放・人権研究所	編集販売部長	西村 寿子
	書記次長	高橋 定
部落解放同盟大阪府連合会	書記次長	谷川 雅彦
	総務部長	安田 幸雄
大阪府政策企画部人権室	人権相談・啓発運動部長	浅居 明彦
	人権相談・啓発運動部事務局長	西田 義則
	参事	辻花 廣二
(事務局)	課長補佐	中道 文夫
	主査	井上 直行

【インターネット差別事象対策研究会開催状況】

①平成17年5月31日(火)

第1回インターネット差別事象対策研究会

(内容)

研究会設置目的及び研究会の進め方等について

②平成17年7月6日(水)

第2回インターネット差別事象対策研究会

(内容)

講義「インターネットと人権」

講師 反差別ネットワーク人権研究会代表 田畑 重志

③平成17年9月27日（火）

第3回インターネット差別事象対策研究会

（内容）

奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会における
インターネットステーションの取組み等についての説明及び視察

④平成17年12月13日（火）

第4回インターネット差別事象対策研究会

（内容）

これまでの研究会の開催内容及び今後の研究会の検討課題

⑤平成18年1月17日（火）

第5回インターネット差別事象対策研究会

（内容）

講義「インターネット上の差別的表現とプロバイダの責任」

講師 大阪大学大学院高等司法研究科教授（憲法・情報）

法学博士 鈴木 秀美

⑥平成18年3月29日（水）

第6回インターネット差別事象対策研究会

（内容）インターネット差別事象対策研究会まとめについて

⑦平成18年6月7日（水）

第7回インターネット差別事象対策研究会

（内容）インターネット差別事象対策研究会の報告書素案について

⑧平成18年7月24日（月）

第8回インターネット差別事象対策研究会

（内容）インターネット差別事象対策研究会の報告書案について

○平成17年8月29日（月）

人権相談機関ネットワーク連絡会特別講演

（内容）

講演「インターネットをめぐる人権上の諸問題」

講師 インターネットプライバシー研究所代表取締役 高木 寛

インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会 中間取りまとめの概要

【第1 研究会設置の背景】

インターネットの急速な発展・普及は、利用者である国民に大きな利便性をもたらす一方で、インターネット上における違法・有害情報の流通が社会問題となっている。

総務省は、平成17年6月30日に公表された、政府としてのインターネット上の違法・有害情報対策に関するとりまとめを受け、同年8月から「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」を開催し、これまで、5回の会合を開催してプロバイダや電子掲示板の管理者等による自主的対応及びこれを効果的に支援する方策について中心的に検討したところである。

【第2 検討の概要】

インターネット上の違法・有害情報に対しては、発信側への対応（違法情報の発信者の取締り等）、受信側の対応（受信者による情報のフィルタリング等）に加え、情報流通の場を提供するプロバイダや電子掲示板の管理者等においても対応が可能な場合があり、実際にも送信防止措置等の対応が行われている。本研究会では、これまで、プロバイダや電子掲示板の管理者等による自主的対応を促進する方策について、以下の論点を中心に検討を行った。

ここで、違法な情報とは、「法令に違反したり、他人の権利又は法律上保護される利益を侵害する情報」をいい、有害な情報とは、「違法な情報ではないが、公共安全や秩序に対する危険を生じさせるおそれのある情報や特定の者にとって有害と受け止められる情報」をいう。

<自主的対応に関する論点>

- i 電子掲示板の管理者等による自主的対応に関する法的責任の整理
 - 他人が掲載する情報を放置した場合の法的責任
 - 他人が掲載する情報について送信防止措置を行った場合の法的責任
- ii 電子掲示板の管理者等による自主的対応を支援する方策の検討
 - 情報の違法性判断を支援する方策
 - 違法ではない情報への対応を支援する方策
- iii プロバイダによるフィルタリングサービスの提供の在り方の検討

1 プロバイダや電子掲示板の管理者等による対応の限界

自主的対応に関する論点を検討する前提として、プロバイダや電子掲示板の管理者等による対応の限界について、以下のとおり整理した。

- ① 電子掲示板等の管理者として、自己が管理する電子掲示板等に掲載された情報に対する措置としては、当該情報又はデータファイルごとに送信防止措置を行うことが可能である。
- ② サーバの管理者として、自己が管理するサーバ内に他人が開設した電子掲示板、ウェブサイト等に掲載された情報に対する措置としては、当該情報ごと（データファイルの一部）に送信防止措置を行うことは困難だが、データファイル全部について送信防止措置を行うことは可能である。
- ③ インターネットアクセスの提供者（アクセスプロバイダ）として、自己アクセスを提供する他人のサーバ内の電子掲示板、ウェブサイト等に掲載された情報に対する措置については、当該サーバ内の情報に手を加えることが不可能であること、当該サーバへのアクセスを停止した場合には適法、違法を問わず当該サーバ内の全情報について送信を停止するため影響が予測できないことなどの問題があり、極めて困難である。

また、インターネット上には日々新たに大量の情報が流通され、送信防止措置を行ったとしても同一の情報が他のプロバイダや電子掲示板等を利用して掲載されるなどの限界がある。

以上を踏まえると、違法・有害情報については、発信側への対応（違法情報の発信者の取締り等）、受信側の対応（受信者による情報のフィルタリング等）を組み合わせる対応が必要不可欠である。特に受信者による情報のフィルタリングは、受信者の選択によるため法的な問題を回避できること、日々新たに流通される違法・有害情報に比較的迅速に対応できることなどから積極的に推進していく必要がある。

2 個別論点に関する整理

(1) 電子掲示板の管理者等による自主的対応に関する法的責任

- ① 電子掲示板の管理者等が他人の掲載する情報を放置した場合の法的責任

(民事上の責任)

電子掲示板の管理者等が、流通により他人の権利又は法律上保護される利益を侵害する情報を放置した場合の法的責任の範囲については、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）第3条第1項に規定されている。流通により他人の権利又は法律上保護される利益の侵害が生じない情報の流通に関しては、電子掲示板の管理者等が責任を問われることはない。

(刑事上の責任)

裁判例によれば、電子掲示板の管理者等が違法な情報の流通を放置したことにより刑事責任を問われるには、単に違法性を認識しながら放置しただけでは足りず、情報の流通に積極的に関与していたことが求められていると解される。ただし、どの程度の関与があれば責任を問われるかについては明らかではなく、今後の裁判例等の動向を注視する必要がある。

② 電子掲示板の管理者等が他人の掲載する情報の送信防止措置を行った場合の法的責任

(民事上の責任)

電子掲示板の管理者等による情報の送信防止措置が、債務不履行又は不法行為の要件を満たす場合には民事上の責任を問われうる。

ただし、送信防止措置が契約に基づくものであれば民事上の責任を問われない。また、違法な情報について送信防止措置を行うことは、正当防衛又は緊急避難に当たり責任を問われないと解される。

違法ではない情報について誤って送信防止措置を行った場合には、当該情報の流通が違法であると信じるに足りる相当の理由があり、故意又は過失がない場合には責任を問われないと解される。

(刑事上の責任)

電子掲示板の管理者等による情報の送信防止措置が電子計算機損壊等業務妨害罪その他の犯罪構成要件を満たす場合には刑事上の責任を問われ得る。

ただし、送信防止措置が契約に基づくものであれば刑事上の責任を問われない。また、違法な情報について送信防止措置を行うことは、正当防衛又は緊急避難に当たり責任を問われないと解される。

違法ではない情報について誤って送信防止措置を行った場合には、これらの違法性阻却事由の存在を誤信していれば故意が阻却され責任を問われない。

(2) 電子掲示板の管理者等による自主的対応を支援する方策

① 電子掲示板の管理者等による情報の違法性判断を支援する方策

ア 情報の流通に関する違法性について、専門的知見、経験等を有する機関（組織）による適正な検討を経て違法性が判断されていること

イ アの判断を経たことが、電子掲示板の管理者等において確実かつ容易に判断できる手続によること

という仕組みを構築することにより、電子掲示板の管理者等による違法性の判断を支援し、もって、違法情報に対する送信防止措置を促進することができると考える。

具体的には、電子掲示板の管理者等が、法執行機関（警察機関等）であって法令の解釈及び具体的事案への適用に関して専門的知見、経験等を有する機関における違法性の判断を受けて、送信防止措置を行う仕組みなどが考えられる。

② 電子掲示板の管理者等による違法ではない情報への対応を支援する方策

違法ではない情報について契約に基づく送信防止措置を行った場合の法的責任については、対象とする情報の内容、送信防止措置の範囲、手続等が合理的かつ相当である限り責任を問われないと解されるが、個別具体的な事情により結論が異なり得るため、対象とする情報の内容等について一般的な基準を示すことは困難である。

また、特定の情報が有害であるか否かは受け手によって異なるため、電子掲示板の管理者等と利用者との間の契約関係等について、統一的な基準を設けて自主的対応を促すことには慎重な検討が必要である。

しかし他方、近年、インターネット上の情報の流通を契機として違法行為が行われる事案が発生している状況にかんがみ、電気通信関連団体等において一定の指針を示すことにより、電子掲示板の管理者等による公共の安全や秩序に対する危険を生じさせるおそれの高い情報等の送信防止措置を支援することが適当と考える。

【第3 今後の検討事項】

本研究会では、今後、プロバイダによるフィルタリングサービスの提供の在り方、プロバイダ責任制限法における発信者情報の開示、インターネットの匿名性、海外のサーバ等を利用した情報発信等その他の論点について引き続き検討を行い、平成18年7月を目前に最終とりまとめを行うこととする。